

I o T事業会員規定

改定履歴

版数	発行日	改定履歴
V01	2015年5月26日	オリジナル。第2回理事会承認

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人IIOT（以下「当法人」という。）定款第2章に定められた会員に関し、IoT事業の会員について必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 IoT事業会員

(入会の審査)

第2条 当法人には、定款第2章に従い特別会員、正会員、準会員及び学会員からなる会員組織を置き、理事会は以下の基準に基づき入会の可否を決定する。

(1) 特別会員

当法人の目的に賛同し、当法人の運営に資することを目的とする個人、法人又は団体とする。

(2) 正会員

当法人の目的に賛同する個人、法人又は団体。

(3) 準会員

当法人の目的に賛同し、準会員に限定した権利の取得を希望する個人、法人又は団体。

(4) 学会員

大学その他の高等教育機関、研究機関若しくは研究者または標準化団体その他の公益若しくは非営利の団体（法人を含む。）に所属する有識者であって、当法人の趣旨に賛同する個人。

2 当法人は、会員の申込者が次の各号のいずれかに該当する場合には、申込者に何らの通知をすることなく、申込を承諾しないことがある。

(1) 会員の申込に際し、虚偽の届出をした場合

(2) 会員として入会しようとする者が当法人の各規程に定められた義務を怠る恐れがあると当法人が判断した場合

(3) 当法人の競合他社や契約者を調査する目的で入会を希望する場合

(4) 会員として入会しようとする者が日本国内に拠点を持たない場合であって会員としての活動が困難と認められる場合

(5) 会員として入会しようとする者が反社会的勢力である場合

(入会)

第3条 会員として入会しようとする者は、別途定める入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けるものとする

2 法人または団体たる会員にあつては、法人または団体の代表者として、当法人に対してその権利を行使する者（以下「責任者」という。）を定め、事務局に届け出る。

3 責任者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を事務局に提出する。

4 入会を承認された個人または法人は、入会承認通知の受領をもって会員たる地位を取得する。

第3章 会員費

第4条 会員が入会時に納付すべき入会金を次のように定める。

(1) 特別会員 10万円

(2) 正会員 10万円

- (3) 準会員 1万円
- (4) 学術会員 入会金なし
- 2 入会金は入会時に全額を納付しなければならない。但し、2014年度以前の会員は特別に入会費を免除することができる。
- 3 既納の入会金については、いかなる事由があっても返還しない。

(年会費)

第5条 会員が毎年納付すべき年会費に関して、1010万円とし次のように定める。

- (1) 特別会員
 - 特別会員 50口以上
- (2) 正会員 年会費の額は1010万円とし、各正会員の負担額は、次の通り定めるものとする。
 - A会員 10口以上
 - B会員 2口以上
 - 事業会員 5口以上
- (3) 準会員 年会費 5万円
- (4) 学術会員 年会費なし

但し、特別会員および正会員の年会費の内、2口分は“IIOT 共通基本正会員権利”として当法人の本部運営に用いる。

- 2 特別会員の年会費は理事会の承認を得て分割納付も可能とする。
- 3 既納の年会費については、いかなる事由があっても返還しない。
- 4 理事会は、年会費の額またはその算定基準に関する規定を変更する場合は、事前に全ての会員に変更を通知する。

第4章 会員の権利義務

第6条 会員は、他の規程に定める他、次のような権利を有する。

- (1) 特別会員
 - ①当法人のIoT事業の社員として、IoT事業の運営、各委員会及び各ワーキンググループに参加することができる。
 - ②その他、当法人の活動状況の情報を受け取ることができる。
- (2) 正会員
 - ①A会員
 - ・当法人がA会員向けに限定して発信する各種情報の提供を受けることができる。
 - ・A会員の参加が認められた委員会およびワーキンググループに参加することができる。
 - ②B会員
 - ・当法人がB会員向けに限定して発信する各種情報の提供を受けることができる。
 - ・B会員の参加が認められた委員会およびワーキンググループに参加することができる。
 - ③事業会員

- ・当法人が事業会員向けに限定して発信する各種情報の提供を受けることができる。
- ・事業会員の参加が認められた委員会およびワーキンググループに参加することができる。
- ・当法人と連携し、新たな研究・事業開拓の実施を行うことができる。

(3) 準会員

- ①当法人が準会員に限定して発信する各種情報の提供を受けることができる。
- ②当法人主催のセミナーに優先的に参加できる。

(4) 学術会員

- ①学術会員の参加が認められた委員会及び各ワーキンググループに参加することができる。ただし、委員会における議決権は有しないものとする。
- ②当法人活動によって生じた知的財産権及びその他の成果物を別表 3 の記載に従って使用することができる。
- ③当法人が正会員向けに限定して発信する各種情報の提供を受けることができる。

2 前項各号の権利は、譲渡することができない。

3 第 1 項各号の権利は、会員が退会または除名により会員たる地位を喪失した場合には消滅する。

(会員の義務)

第 7 条 会員は、権利を誠実に行使し、当法人の目的を達成するために本会の運営に協力する義務を負う。

- 2 会員は、各委員会及び各ワーキンググループその他の当法人における活動に際し、公正且つ自由な市場競争を制限または阻害するおそれのある行為をしてはならない。
- 3 会員は、公序良俗に反する活動をしてはならない。

第 5 章 資格の喪失

第 8 条 会員は、退会の 1 か月以上前に当法人に対して別に定める退会届を当法人に届け出ることにより、任意に退会することができる。但し、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会できるものとする。

2 前項の場合のほか、会員は次に掲げる事由により退会する。

- (1) 1 年以上会費等を滞納したとき
- (2) 退会について総特別会員の同意があった場合
- (3) 当該会員が死亡または会員である法人又は団体が解散したとき
- (4) 第 9 条に基づき除名されたとき

(除名)

第 9 条 会員が次の各号の一にでも該当するときは、社員総会の特別決議によりこれを除名することができる。

- (1) 当法人の名誉を傷つけ、または当法人の目的に違反する行為があったとき
- (2) 当法人の会員としての義務に違反したとき

2 前項に規定する社員総会の決議の前に該当会員に対して理事会での弁明の機会を与える。

第 6 章 管理

(会員名簿)

第 10 条 当法人は、会員の氏名または名称及び住所を記載した名簿を作成する。

【一般社団法人 IIOT IoT 事業会員規定】

2 名簿の管理については、事務局がこれを行う。

第7章 附則

第12条 会員の年会費の年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(施行)

第13条 この規程は2015年（平成27年）5月26日から施行する。

(改廃)

第14条 本規程の改廃は、理事会の決議による。